

住居確保給付金のしおり

離職等や減収によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ

～住居確保給付金のご案内～



令和4年10月1日改定

目 次

1	住居確保給付金とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.1
2	住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります・・・・・・・・	P.2
3	住居確保給付金の支給額の計算方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.3
4	住宅の初期費用及び生活費が必要な方は・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.4
5	緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には・・・・・・・・・・	P.4
6	住居確保給付金の申請をするために必要なもの・・・・・・・・・・	P.5
7	住居確保給付金の申請から決定まで	
	(1) 住宅を喪失している方の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.6
	(2) 住宅を喪失するおそれのある方の場合・・・・・・・・・・	P.8
8	住居確保給付金受給中の義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.10
9	受給中に常用就職した場合は届出が必要です・・・・・・・・・・	P.10
10	一定の要件を満たせば延長・再延長の申請ができます・・・・・・・・	P.11
11	支給額を変更できる場合があります・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.11
12	住居確保給付金を中止する場合があります・・・・・・・・・・	P.12
13	住居確保給付金の再支給について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.12
14	住居確保給付金を徴収する場合があります・・・・・・・・・・	P.13

1 住居確保給付金とは

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方のうち、住居を喪失した方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、苫小牧市（以下、「市」という。）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※家賃額は苫小牧市における生活保護の住宅扶助基準額を上限とするため、以下に示す金額は変動する可能性があります。（生活保護受給世帯は対象外）

- （１） 支給額：下記を上限として、家賃の実費分（駐車場料金、管理費、共益費等を除く）又は家賃の一部について支給します。
- 単身世帯：30,000円、2人世帯：36,000円
3～5人世帯：39,000円、6人世帯：42,000円
7人以上世帯：47,000円
- （２） 支給期間：3ヶ月間
- ただし、一定の要件を満たす場合、3ヶ月間の延長及び再延長ができます。
- （３） 支給方法：住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振込みます。

※ 詳細については3ページに記載



とまチョップ
©2011 苫小牧市



2 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
- (2) ア) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること
又は
イ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること
- (3) 離職等の日において、世帯の生計を主として維持していたこと
- (4) 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること（収入には公的給付等を含む）
 - ◇単身世帯：8.1万円（基準額）に家賃額（上限額30,000円）を加算した額
 - ◇2人世帯：12.4万円（基準額）に家賃額（上限額36,000円）を加算した額
 - ◇3～5人世帯：15.9万円～23.5万円（基準額）に家賃額（上限額39,000円）を加算した額

*6人以上の世帯の方は、ご相談ください。
- (5) 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること
 - ◇単身世帯：48.6万円（8.1万円×6）
 - ◇2人世帯：74.4万円（12.4万円×6）
 - ◇3人世帯：95.4万円（15.9万円×6）
 - ◇4人以上世帯：100万円
- (6) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- (7) 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
（特例措置により、省令で定める期間（令和4年8月31日）まで、職業訓練受講給付金との併給が可能）
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

3 住居確保給付金の支給額の計算方法

住居確保給付金は一月ごとに支給し、その月額、次の①②の場合に応じ、それぞれ定める額とする。

- ①申請日の属する月における世帯収入合計額（月額）が基準以下の場合、実際の家賃額を支給する（ただし、1-（1）に記載されている家賃額を上限とする）。
- ②申請日の属する月における世帯収入合計額（月額）が基準額以上の場合、以下の式のとおり支給する（ただし、1-（1）に記載されている家賃額を上限とする）。

支給額＝基準額＋実際の家賃額－世帯収入額

例）単身世帯の場合（当市の単身世帯の基準額は81,000円）

※基準額については2-（4）に記載

- i 世帯収入額70,000円、実際の家賃額28,000円の場合
支給額＝28,000・・・①に該当
- ii 世帯収入額100,000円、実際の家賃額28,000円の場合
81,000（基準額）＋28,000円（実際の家賃額）
－100,000円（世帯収入額）＝9,000円（支給額）
・・・②に該当
- iii 世帯収入額70,000円、実際の家賃額60,000円の場合
支給額＝30,000円（家賃上限額が30,000円のため）
・・・①に該当
- iv 世帯収入額100,000円、実際の家賃額60,000円の場合
81,000円（基準額）＋60,000円（実際の家賃額）
－100,000円（世帯収入額）＝（41,000円）

※詳細についてはお気軽にお問い合わせください

※家賃額は苫小牧市における生活保護の住宅扶助基準額を上限とするため、変動する可能性があります。

4 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会で「生活福祉資金（総合支援資金）」の貸付けについてご相談ください。

（※社会福祉協議会の審査があります。）

◆生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。

- （1）住 宅 入 居 費：４０万円以内
- （2）生 活 支 援 費：２人以上世帯/月２０万円以内（単身/１５万円以内）
（貸付期間 原則３ヶ月、最長１２ヶ月）
- （3）一時生活再建費：６０万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年１.５％

※新型コロナウイルスの影響を受け、生活に困窮されている世帯にも対象を拡大しており、その場合無利子で、保証人は不要です。

5 緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には

緊急かつ一時的に生計が困難になった場合には、少額の費用の貸付を行っていますので、社会福祉協議会にご相談ください。（※社会福祉協議会の審査があります。）

◆緊急小口資金

低所得世帯および、新型コロナウイルスによる影響を受けて、休業等による収入が減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- （1）貸付上限 １０万円以内（特例貸付の場合は２０万円以内）
- （2）特 例 学校等の休業・個人事業主等の場合２０万円以内
- （3）貸付利子 無利子、連帯保証人不要

◆総合支援資金

新型コロナウイルスによる影響を受けて、収入が減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

(1) 貸付上限 単身世帯/月 15 万円以内 2 人以上世帯/月 20 万円

(2) 貸付期間 原則3か月

6 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書 (市総合福祉課 13 番窓口で配布します)
- ② 住居確保給付金申請時確認書 (同上)
- ③ 本人確認書類 (次のいずれかの写し)
 - ・運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、健康保険証、住民票、戸籍謄本等
- ④ 離職等関係書類

申請日を拠点に 2 年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し
又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減収し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- ⑤ 収入関係書類
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
(給与明細書、預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業等給付を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」または「振込通知書」)
- ⑥ 金融資産関係書類
 - ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

⑦ 求職申込関係書類

- ・ 離職等により申請される方は、ハローワークへの求職申し込みをし、ハローワークから付与された求職番号を、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）へ記載してください。

⑧ 入居（予定）住宅関係書類（市総合福祉課 13 番窓口で配布します）

（※不動産業者、大家等に記入してもらってください）

【住居を喪失している方】

- ・ 入居予定住宅に関する状況通知書

【住居を喪失するおそれがある方】

- ・ 入居住宅に関する状況通知書
- ・ 現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」の写し

7 住居確保給付金の申請から決定まで

（1）住宅を喪失するおそれのある方の場合

- ◆ 住居確保給付金の支給申請
 - ・ 必要書類を添えて、申請書を市に提出してください。
 - ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」が交付されます。
- ◆ 入居住宅の貸主との調整
 - ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けてください。
- ◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認
 - ・ 離職等により申請される方は、公共職業安定所への求職申し込みをし、公共職業安定所から付与された求職番号を、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）へ記載してください。
- ◆ 住居確保給付金の確認書類の提出
 - ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、市に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みを行うことができます。

（※社会福祉協議会の審査があります。）

（２）住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 申請書に必要書類（P5参照）を添えて、市に提出してください。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が配布されます。
- ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金（P4参照）の借入れ申込みを行うことができます。

（※社会福祉協議会の審査があります。）

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示して、賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として賃貸住宅を探す範囲は市内です。
- ・ 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えてください。

- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- ・ 離職等により申請される方は、ハローワークへの求職申し込みをし、ハローワークから付与された求職番号を、住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A裏面）へ記載してください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、市に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・ 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」が交付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書の写し」及び「住居確保給付金支給対象者証明書の写し」を提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みを行うことができます。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みを行うことができます。
（※社会福祉協議会の審査があります。）

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている場合は、その写しも提示してください。

- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・ 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を市に提出してください。
- ・ 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」が、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・ 住居を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・ 臨時特例つなぎ資金の貸付けを受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・ 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

8 住居確保給付金受給中の義務

特例措置により、当面の間、それぞれ月1回に緩和します。

- (1) 支給期間中は、ハローワークの利用、市の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- (2) 月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- (3) 毎月4回以上、市の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなど方法により、報告してください。
- (4) 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報や新聞折り込み広告なども活用し求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、市に報告してください。月4回の支援員との面接の際には「求職活動状況報告書」を提出してください。
- (5) さらに、市よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援を受けてください。

9 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- (1) 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を市へ提出してください。
- (2) 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口に毎月提出してください。

10 一定の要件を満たせば延長・再延長の申請ができます。

- 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、**3か月の支給期間を延長及び再延長をすることができます。**
- (要件) ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること等

11 支給額を変更できる場合があります

原則として支給額決定後の支給額の変更は行いませんが、下記(1)～(3)の場合に限り、変更申請を行うことにより、支給額の変更を行うことができます。また、クレジットカードを使用する方法により賃料を支払っている場合であって、(4)に当たる場合は、支給方法の変更を行います。その際は申請書を提出する必要がありますので、証明書類をお持ちの上、総合福祉課までお越しください。

- (1) 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
- (2) 世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が1-(1)に記載されている上限額に達していない場合
- (3) 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、市の指導により市内での転居が適当である場合
- (4) 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合

12 住居確保給付金を中止する場合があります

- 毎月2回以上の公共職業安定所（ハローワーク）での就職相談、毎月4回以上の市の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、求職活動を怠る方については、支給を中止します。

（特例措置により当面の間、これらの回数をそれぞれ月1回に緩和します）

- 市が策定したプランに従わない場合
- 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合（原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止）
- 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合
- 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、市の指示による場合を除く。）
- 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合
- 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合

※支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

13 住居確保給付金の再支給について

- 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。

○ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

○特例措置として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間に限り再支給が可能です。申請期間は令和4年12月末日までです。詳しくはお問合せください。

○対象となる方

- ・ 離職・廃業から2年以内の方
- ・ 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

14 住居確保給付金を徴収する場合があります

○ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金を徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することになります。

お問い合わせ先

苫小牧市福祉部総合福祉課(福祉相談担当)

TEL (0144)32-6189

FAX (0144)32-6098